

別表 2-12 「創業支援事業」【新規・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又名称	山部商工会
(2) 住所	富良野市山部中町1番15号
(3) 代表者の氏名	会長 高橋 穰二
(4) 連絡先	電話 0167-42-2409 FAX 0167-42-2065
創業支援等事業の目標	
<p>(目標の根拠)</p> <p>・創業や第二創業希望者に対し、当商工会がコーディネータとなり、(株)日本政策金融公庫旭川支店国民生活事業（以下、日本政策金融公庫という。）や富良野市並びにその他関係機関と連携して、創業及び第二創業希望者等に対する経営及び地域動向に関する相談や指導と事業計画の作成から富良野市補助金申請や資金調達までサポートする創業支援を実施する。令和4年度は、2件の相談があり、創業者数は1件であった。さらに創業に対する積極的なアプローチをし、年間相談件数を4件、うち2件の創業を目標とする。</p>	
<p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数：4人 創業者数：2人</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>創業者および小規模事業者の第二創業（新分野進出）を対象として、事業計画策定について「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の分野における知識向上を図り、PDCAサイクルの進め方や資金調達について個別相談会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会 場：山部商工会 ・開催日：随時 ・対象者：創業・独立開業を目指す方、小規模事業者で第二創業（新分野進出）を目指す方 ・対応者：山部商工会 経営指導員 ・その他：個別相談会后、当商工会の経営指導員などから「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」などに関して年3回以上の継続的な支援（個別フォローアップ）を受けて知識を習得 <p>※本事業計画における特定創業支援等事業とする。</p> <p>※本事業においては、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」分野の支援を各2時間以上実施する場合、道北地域における特定創業支援等事業ポイントを付与する。</p> <p>※ポイントが不足の場合、他の特定創業支援等事業（セミナーやあさひかわ BizCafe 等）への参加により補うことができることとする。</p>	
<p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>旭川市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、東川町（以下「6市3町」）や関係機関の広報支援により、本事業の実施を広く周知徹底するとともに、山部商工会は巡回、ホームページを利用して周知を図る。</p> <p>事業完了後、実績報告（氏名、住所、連絡先、受講内容等を記載した名簿）を6市3町に提出する。</p> <p>尚、参加者アンケートも実施し、起業・創業に関する意識調査を行い、本事業終了後も参加者へのフォローアップ支援を実施する。</p>	
計画期間	
<p>令和5年12月25日から令和11年3月31日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。</p>	